

事 務 連 絡

平成27年7月7日

各都道府県

国土強靱化担当部 御中

地方創生担当部 御中

内閣官房国土強靱化推進室
内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について

国土強靱化及び地方創生の取組は、施策の効果が平時・有事のいずれを主な対象としているのかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるといった目的を有するものです。

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、都道府県又は市町村（東京都特別区を含む。以下同じ。）は、国土強靱化に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされています。

これに関連し、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）において、「地域計画の策定・推進の支援、民間の取組の効果的な促進を行うほか、国土強靱化と地域活性化の取組との調和、連携により政策効果を最大限発揮させる。」、「社会資本の分野については、国土強靱化などの分野については、重点化した取組を進める。」とされ、まち・ひと・しごと総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）においては、「国土強靱化等、安全・安心に関する取組を地方創生の取組と調和して進めていく。」ことが示されています。また、まち・ひと・しごと創生基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）においても、同旨のことが示されたところです。

このことから、両者の相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と国土強靱化地域計画が、調和しながら策定されることが効果的です。

上記の旨を御理解頂くとともに、おつて、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。